

# 社会変革を踏まえた次世代の会計・監査に関する 基礎的研究

## Basic research on next-generation accounting and auditing in terms of social change

研究代表  
紺野 卓  
KONNO Taku

所 管：会計学研究所

研究期間：令和7年度～令和8年度

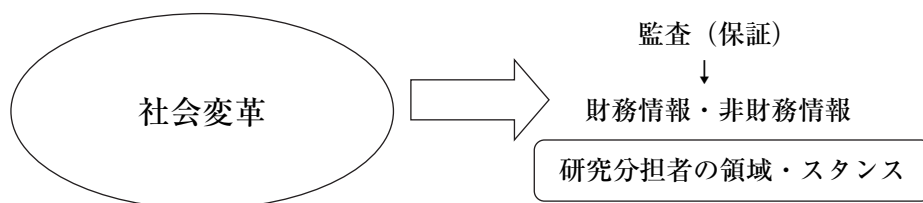
研究代表者：紺野 卓（本学部教授）

研究分担者：吉田 武史（本学部教授）、堀江 正之（本学部特任教授）

### 研究の目的・概要

研究の目的は、社会変革、すなわち社会全体の体制や価値観などの変化－社会制度等の変化のみならず人々の考え方や行動パターンなども変わる、社会全体の大きなうねり－の中で、会計観を踏まえた会計情報の「認識・測定」、および会計情報に対するニーズ充足からする会計情報の「利用・開示」という観点をベースに、「財務会計」および「監査」という研究領域から検討を加えることにある。

CSR、ESG、SDGsの観点が重視される今日において、非営利法人に限らず営利法人においても非営利事業は必要となる活動と言える。こうした今日の会計情報の変容については、統合報告、サステナビリティ情報の開示等に代表されるディスクロージャーの拡充、特別目的の財務報告の枠組みにおける準拠性意見等に代表される監査領域の拡大、さらにはサステナビリティ情報の保証という観点からする変容がみられるところである。



これらに関する先行研究は存在するものの、会計情報の変容の一側面・一断面を切り取った個別的な主題に焦点を当てたものがほとんどであり、また会計制度と関連付けて検討を加えるアプローチが主流であるといつてよい。

この問題に接近しようとするとき、上記のキーワードを手掛かりに個別的・断片的に検討するのではなく、会計上の認識・測定については会計観を踏まえた資本および利益概念の変容についての基礎的研究が不可欠であり、また会計情報の利用・開示については情報

ニーズを踏まえた開示内容の変容（非財務情報への展開）についての基礎的検討が不可欠である。

さらには、会計情報の変容の要因となっているガバナンス構造や経営意思決定構造などの内部環境要因や、会計に対するステークホルダーのニーズの変化といった外部環境要因にも目を向ける必要がある。

そのためにも、会計のみならず監査といった切り口からする規範的・実証的研究が不可欠である。

翻って、上記の視点は、営利企業だけでなく、非営利団体でも同様の議論が可能となるであろう。

本研究の射程はきわめて広範囲にわたることから、さしあたって、当該研究課題の「発展可能性を探る基礎研究」に主眼を置き、将来的には会計学研究所共同研究の成果として、書籍としての出版ができるようにしたい。

## 活動経過報告

令和7年度は、対面での研究会を実施、ないし各人が学会等で報告を行った。以下が、研究会等での報告趣旨となる。

### 1. 自治体行政のデジタル化が及ぼす会計・監査への影響（紺野 卓）

2020年以降、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、国主導による行政のデジタル化が急速に進展している。

これにより、例えば、マイナンバーカードに代表されるように情報の一元化、あるいは、窓口に向かないでも（非接触でも）行政サービスが受けられるような行政の変革が企図されている。

ところで、行政のデジタル化は、そもそも中央省庁を中心として、まずは情報セキュリティの強化や、税や医療、社会福祉サービスの一体化などを趣旨として進められてきたものであるが、他方で、地方自治体のデジタル化は、主に、自治体が自ら考えて、どのようにデジタル化を進めるのかが求められてきたといえる。すなわち、自治体の企画に対して、国が補助金を出して、各自治体の施策を支援する構造となっている。

もちろん地方分権の趣旨に沿って、各自治体がデジタル化を進めることは、理念として望ましいといえるが、自治体行政の中身は外部からはほとんど見えてこない。

大きな社会変革ともいえる自治体行政のデジタル化がどのような進展をとげるのか、また、どのような各事業を見える化するのか、また、その内容の適正性はどのように監査されるべきか、今後の課題といえよう。

### 2. サステナビリティ情報開示に対する保証（堀江正之）

金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキンググループ」に委員として参加してきた（発言の詳細は金融庁公表の議事録を参照）。また、当ワーキンググループの下に組織された「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」座長として、とりわけ保証業務実施者に求められる規律のあり方に関する論点の取り纏めを担ってきた。

保証に関する審議の過程で最も大きな論点となったのが、保証の担い手を監査法人に限定すべきかどうかという点であった。最終的には、サステナビリティ情報保証の国際標準といってよいISSA5000と同様、我が国の制度においても監査法人に限定しないProfession-Agnosticを導入することで一応の決着をみた。

このProfession-Agnosticという考え方は、特定の資格に拘るのではなく、一定水準の専門職業の実施を担保するため必要条件を要求するというものである。巷に流布しているような、保証主体としての要件を緩めるものではない。この考え方を導入するためには、保証主体間のイコールフィッティング、及び自主規制の徹底が求められる。したがって、行政責任、民事責任、刑事責任についても保証主体間で差異が生じないようにしなければならない。

とはいえ、サステナビリティ情報は、将来情報や統制の及ばない第三者から入手した情報を含むなど、財務情報にはみられない特性を持ち、かつ、当面2年間の緊急避難的措置とはいえ、ガバナンス、リスク管理、スコープ1・2に保証の範囲を限定することとなるため、虚偽保証に関するセーフハーバーの適用はやむを得ない措置といえよう。

また、自主規制は、基本的に、主体ごとに自らの特質に照らして行われるべきものであることから、自主規制機関を持たないnonPAについては、当面、自主規制の「機能」の見える化を図ることが先決であろう。

以上のような知見を手掛かりとして、本共同研究では、金融商品取引法制度下における新たな制度として導入されるであろうProfession-Agnosticという考え方に基づく保証制度に係るさまざまな課題等について検討を引き続き行ってゆく予定である。

### 3. 「Zakat（喜捨）の会計思考と会計実践 ―イスラム金融機関を中心として―」 会計理論学会第40回全国大会、2025年10月、於：青森公立大学（吉田武史）

本研究の目的は、Zakatを通して会計規則と会計実務におけるイスラム的説明責任を明らかにすることである。イスラムの価値観に基づく個人の信仰と、公衆に遵守された社会規範としての会計を融合させるイスラム会計は、従来の会計に新たな視点を提供する可能性がある。

本研究は、まず、Zakatの義務とイスラム特有のアカウントビリティとの関連性を考察した。次に、Zakatの計算がAllahとMuslim企業とのアカウントビリティに関係することを明らかにした。最後に、マレーシアとバーレーンのZakatに関する会計規則と会計実務を比較検討した。

### 4. 「イスラム教・イスラム金融取引の基礎およびタカフルの現状」2025年度第3回共済理論研究会、2025年11月、於：日本共済協会（吉田武史）

本研究は、イスラム教で禁じられる行為とそのビジネスとがRiba（利息）、Gharar（不確実性）およびMaisir（投機）の禁止に、密接に関わることを明らかにし、そこから考案された様々なイスラム金融商品について考察した。それらの金融商品のうち、イスラム特有の保険であるタカフル（Takaful）に焦点をあて、会計および監査を含めたタカフル規制の現状やタカフル会社における財務報告の実態を検討した。